

税のかわら版

この税のかわら版においては、皆様からお問い合わせを多くいただけ、国の税金である所得税やその清算手続きである確定申告、また、地方の税金である市・県民税やその申告手続きである市・県民税の申告について、その概要や今年の手続き方法等をお伝えさせていただきます。

編集発行・問い合わせ
大和市役所2階 市民税課
〒242-8601大和市下鶴間1-1-1
☎046-260-5232~4(直通)
※平日 8時30分~17時
令和8年2月1日 第44号
令和7年12月現在の法令に基づき作成しています



大和市イベント
キャラクター
ヤマトン

大和市役所で申告ができる確定申告についてのご案内

- 大和市役所で所得税の確定申告書の相談・作成ができるのは、次の①、②に該当する方です。

- ①令和7年中の収入が、公的年金等のみの方
- ②令和7年中の収入が、公的年金等と給与のみの方

※上記に該当しない方は大和市役所ではお受けできませんので、大和税務署へご相談ください。

○大和市役所で所得税の確定申告をする場合は、LINEや電話での事前予約が必要です。

事前予約の方法等は下記「大和市役所で確定申告する場合の事前予約について」をご覧ください。

○作成済の確定申告書は事前予約なしで仮受付しています。

仮受付期間等について、2月16日(月)から3月16日(月)は土日祝日を除き、大和市役所会議室棟1階で午前9時から午後4時まで、2月20日(金)は渋谷学習センター2階(イコーナ内)で午前10時から午後4時までとなります。なお、事前予約なしで提出のみの場合、大和市役所で内容の確認は行いません。また、ご予約いただいた場合でも内容の確認ができるのは上記の①・②に該当する方に限ります。

大和市役所で確定申告する場合の事前予約について

■LINEでの事前予約方法■

・事前予約開始日時

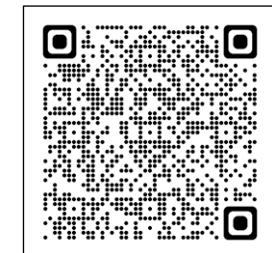
令和8年2月4日(水)の午前10時30分から令和8年3月11日(水)の午後5時まで。

休日夜間を含めインターネットで24時間受付します。定員に達し次第受付終了になります。

・大和市(公式)LINEアカウントを友だち追加して「手続・予約」「窓口予約」の順に進み、ご予約ください。

・予約可能枠のうちの希望日時を選択し、住所、氏名などの必要事項をご入力いただき、お申し込みください。

・予約確定後、再度LINEにてご連絡させていただきます。



大和市公式LINE
友だち追加 QR コード

■電話での事前予約方法■

・事前予約期間

令和8年2月4日(水)、5日(木)、6日(金)の午前10時30分から午後3時30分まで。(正午から午後1時までを除く)

※初日と2日目の午前中はお電話がつながりにくくなることが予想されます。LINEでの事前予約をご利用ください。

・事前予約専用電話番号 ☎046-200-7167

※専用電話番号以外での電話受付は行っておりません。電話が集中し、つながりにくい場合は、申し訳ございませんが、時間をおいておかけ直しください。なお、音声案内が始まった時点から電話料金がかかります。

・事前予約1件につき1件の申告書を受け付けます。(ご予約は1人1件でお願いします。)

■事前予約できる申告日、申告時間、場所などの一覧(LINE、電話共通)■

予約可能な申告日、場所	予約可能枠	予約枠一覧
○申告日 2月16日(月)から3月16日(月)まで (土曜日、日曜日、祝日、2月20日(金)を除く)	右の予約枠一覧のうちの ①、②、③、④、⑤、⑥	①午前9時～10時 ②午前10時～11時 ③午前11時～12時
○場所 大和市役所会議室棟1階 (大和市下鶴間1-1-1)		④午後1時～2時 ⑤午後2時～3時 ⑥午後3時～4時
○申告日 2月20日(金)	右の予約枠一覧のうちの ②、③、④、⑤、⑥	
○場所 渋谷学習センター2階多目的ホール (大和市渋谷5-22イコーナ内) ※駐車場、駐輪場は有料です		

※当日の混雑状況によって予約時間どおりに受付ができないことがありますのでご了承ください。

大和市役所での相談・申告書作成ができない確定申告について

○次に該当する確定申告は大和市役所ではお受けすることができません。大和税務署にご相談ください。

- ・収入に公的年金等がない方の確定申告
- ・事前予約のない方の確定申告
- ・収入が給与のみの方の確定申告
- ・源泉徴収票のない方の確定申告
- ・次の所得や控除等の確定申告等
事業(営業、農業)所得、不動産所得、利子所得、配当所得、退職所得、譲渡所得、一時所得、分離課税の所得、損失、令和6年分以前の年分、亡くなった方の確定申告、住宅ローン控除、修正申告、更正の請求、所得税以外(相続税、消費税、贈与税など)の申告など

大和税務署による確定申告の受付スケジュール

種別	期間・時間	会場	備考
確定申告	2月16日(月)から3月16日(月)まで 受付時間は午前8時30分から午後4時まで(相談時間は9時から午後5時まで) ※土・日曜日及び祝日を除く。 ただし3月1日(日)は相模原税務署にて受付を行います。	大和税務署 ※お車での来署はご遠慮ください。	※入場整理券が必要です。入場整理券は申告する当日に大和税務署で配付するほか、スマートフォンなどのLINEアプリで事前に入手することが可能です。(LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください)。電話での予約受付は行っていません。  国税庁 公式LINEアカウント
無料税理士による申告相談	2月6日(金)・9日(月)・10日(火) 受付時間は午前9時から (相談時間は午前9時30分から正午まで、午後1時から午後3時30分まで)	大和市役所 本庁舎敷地内 会議室棟1階	※オンラインでの事前申込又は申告する当日に配布する入場整理券が必要です。なお、事前申込の状況に応じて入場整理券を配布しない場合があります。詳しくは大和税務署にお問い合わせください。 ※譲渡所得(不動産、株式など)、住宅ローン控除初年、贈与税など、内容が簡易でない申告はご遠慮ください。  税理士による無料申告相談 予約ページ

※問い合わせ先は大和税務署 046-262-9411(代表)

※源泉徴収票などの申告に必要な資料、前年分の確定申告書等の控え、マイナンバーと本人確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要です。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封書があればお持ちください。

確定申告について詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
(『国税庁 確定申告の作成』と検索)

確定申告書等の作成、確定申告期に多いお問い合わせ事項 Q&A、確定申告に関する様式等についての案内があります。



ご自宅で確定申告書の作成・提出をしてみませんか？

マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタがあれば、税務署へ行かなくても、国税庁ホームページにて簡単に確定申告書を作成し、提出(送信)することができます。

また、国税庁ホームページで確定申告書を作成し、作成した申告書をご自身で印刷して税務署に持参又は郵送にて提出することも可能

○国税庁ホームページ確定申告書作成コーナーは右の二次元バーコード

または、パソコンまたはスマートフォン等で『確定申告 作成』と検索してください。

○詳しくは大和税務署にお問い合わせください。

住所:大和市中央5-14-22

電話:046-262-9411(代表)

確定申告書等作成コーナー



令和8年度の市・県民税申告のご案内

市・県民税申告の受付スケジュール ※事前予約不要です

※窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送でご提出ください。

申告できる日	申告できる時間	申告場所
1月下旬から2月13日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎2階 市民税課
2月16日(月)から3月16日(月)まで (土曜日、日曜日、祝日、2月20日(金)を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎敷地内 会議室棟1階
2月20日(金)	午前10時から 午後4時まで	渋谷学習センター2階多目的ホール (大和市渋谷5-22 イコーナ内) ※駐車場、駐輪場は有料です。

市・県民税申告に必要なもの

- ① 給与、公的年金等の収入がある方は令和7年分の源泉徴収票。それ以外の方は令和7年中の収入、経費がわかる帳簿などの資料
- ② マイナンバーの確認及び本人確認ができるもの
- ③ 各種控除を申告する場合に必要なもの

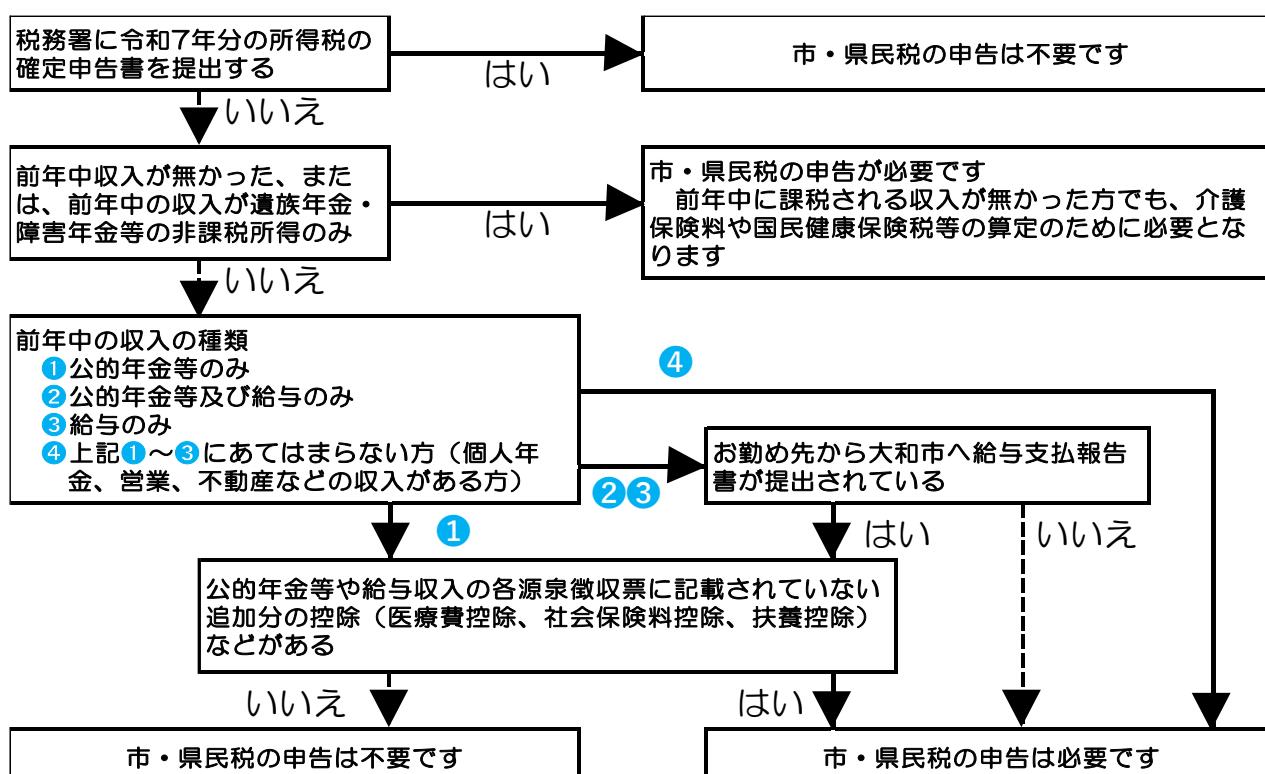
控除の例	医療費控除	各保険者作成の医療費通知又はご自身で作成した明細書 ※領収証だけでは控除できません ※令和7年中に支払ったものが対象です
	国民年金保険料に係る社会保険料控除	領収証又は日本年金機構発行の控除証明書 ※令和7年中に支払ったものが対象です
	生命保険料控除	各保険会社発行の控除証明書 ※令和7年中に支払ったものが対象です
	地震保険料控除	障害者手帳など ※令和7年12月31日現在の状況によります
	障害者控除	学生証又は在学証明書 ※令和7年12月31日現在の状況によります
	勤労学生控除	寄附金の受領者が発行した受領証 ※令和7年中に支払ったものが対象です ※ワンストップ特例を申請した方であっても申告する場合は受領証の添付が必要です
	寄附金税額控除	

市・県民税申告を行う必要があるかどうかご確認ください

申告する必要があるかどうか、次の表を参考にしてください。

※大和市での手続きが必要になるのは、令和8年1月1日現在で市内に住所のあった方です。

※ご親族等の申告において扶養親族として手続きされている方は申告不要です。



市・県民税に関することや、本紙の内容全般についてお問い合わせは、
大和市役所 市民税課までお願いします ☎046-260-5232~4

令和7年度税制改正について

① 給与所得控除の見直しについて

今回の税制改正では、給与所得控除が以下の表のとおりに改正されました。給与所得控除とは、税額計算の基礎となる給与所得を算出するために、年間の給与収入に応じて差し引かれる控除です。給与収入とは、源泉徴収票の「支払金額」に該当します。給与所得とは、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額で、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」に該当するものです。

給与の収入金額	給与所得控除	
	改正後	改正前
~162万5千円以下		55万円
162万5千円超 ~180万円以下	65万円	その収入金額×40% - 10万円
180万円超 ~190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

例えば、給与収入が150万円の場合…

(改正前) 給与所得 = 150万円 - 55万円 = 95万円
(改正後) 給与所得 = 150万円 - **65万円** = 85万円

改正後は給与所得が10万円低くなります。

② 所得税の基礎控除額の見直しについて

基礎控除とは、所得から差し引かれる所得控除のひとつです。控除額が大きいほど課税される所得が少なくなり、その結果として税額が下がります。改正後の基礎控除の額は次の表のとおりです。※住民税の控除額に税制改正による変更はありません。

合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)	所得税の基礎控除額		住民税の基礎控除額
	改正後	改正前	
0円~ 132万円以下(200万3,999円以下)	95万円		
132万円超~ 336万円以下(200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円		
336万円超~ 489万円以下(475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円		
489万円超~ 655万円以下(665万5,556円超 850万円以下)	63万円		
655万円超~ 2,350万円以下(850万円超 2,545万円以下)	58万円		

※合計所得金額 2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

③ 扶養親族等の所得要件の引き上げ

扶養親族等の所得要件が、合計所得金額 48万円以下から 58万円以下に引き上りました。

④ 新設の特定親族特別控除について

生計を一にする特定親族がいる場合には、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて最高 63万円(住民税は 45万円)を控除する特定親族特別控除が創設されました。

■ 特定親族とは

特定親族とは、申告者と生計を一にする年齢 19歳から 23歳未満の親族で合計所得金額が 58万円超 123万円以下の人のことをいいます。なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子も含みます。

控除額は、特定親族の所得に応じて次の表の額となります。

特定親族の収入金額 (給与収入だけの場合)	改正前		改正後	
	特定扶養控除	特定親族特別控除	特定扶養控除	特定親族特別控除
0円~103万円	受けられる		受けられる	受けられない
103万円超~123万円以下			受けられる	
123万円超~150万円以下				受けられる(特定扶養控除と同額)
150万円超~160万円以下			受けられない	
160万円超~188万円以下				受けられる(控除額が変動)



詳しい控除額等は
大和市公式HPをご確認ください。

<改正後と改正前の税額イメージ> ※ここではひとつの事例として、およそその目安となる額を示しています。

○世帯例

改正前

改正後



所得税:108,400円
住民税:212,000円

給与収入 4,610,000円
社会保険控除 619,000円 配偶者特別控除 110,000円
※国税より平均年収を参考。社会保険控除は収入金額の約 15%



所得税:39,300円
住民税:85,000円

パート収入 1,900,000円



所得税:13,700円
住民税:34,800円

20歳 アルバイト収入 1,300,000円

※所得税には復興特別所得税、住民税には森林環境税を含みます。

所得税: 51,400円
住民税:166,800円
**特定親族特別控除 630,000円(所得税)
450,000円(住民税)**

所得税:15,300円
住民税:85,000円

所得税:非課税
住民税:24,800円

給与所得控除と基礎控除が改正され、所得税と住民税が大きく減額されたね！
また、特定親族特別控除が受けられるようになったことから、扶養者の税額が少なくなったよ。

大和市イベント
キャラクター
ヤマトン

